

医政医発 1227 第 6 号

令和元年 12 月 27 日

一般社団法人 日本看護系学会協議会 会長 殿

厚生労働省医政局医事課長

(公 印 省 略)

「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」
に関する Q&A について (廃止)

標記につきまして、別添のとおり各都道府県衛生主管部 (局) 長宛てに連絡しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

医政医発 1227 第 5 号
令和元年 12 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」
に関する Q&A について（廃止）

情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン（平成 29 年 9 月 12 日付医政発 0912 第 1 号）について解説をお示しした「「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」に関する Q&A」（平成 30 年 3 月 12 日付医政医発 0312 第 5 号）は、今般の見直しに伴い廃止いたします。

今後は、「「情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等ガイドライン」に関する Q&A の改訂について」（令和元年〇月〇日付厚生労働省医政局医事課事務連絡）においてお示しした解説をご参照下さい。

その旨ご了知の上、貴管下保健所、保健所設置市（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に対して周知願います。

なお、本通知の写しを別記関係団体宛て送付することとしています。